

年末調整

年末調整において使用する速算早見表

(国税庁発行の令和7年分「年末調整のしかた」より抜粋)

【給与所得控除額の算式】

給与等の収入金額(年間)	給与所得控除額(年間)
162.5万円以下	
162.5万円超 180万円以下	65万円
180万円超 190万円以下	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

【基礎控除額】

合計所得金額	基礎控除額	
	令和7・8年分	令和9年以後
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円(基礎控除の対象外)	

【配偶者控除】

所得者(合計所得金額は1,000万円以下)が控除対象配偶者を有する場合

所得者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下		950万円超 1,000万円以下	
	58万円以下	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者(70歳以上)	48万円	32万円	16万円	

【配偶者特別控除】

所得者(合計所得金額は1,000万円以下)が控除対象配偶者に該当しない配偶者を有する場合

所得者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

【扶養控除額】

区分	控除額
控除対象扶養親族(※)	380,000円
特定扶養親族(控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人)	630,000円
老人扶養親族(控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人)	同居老親等以外
	同居老親等
	480,000円
	580,000円

※扶養親族(合計所得金額は58万円以下)のうち、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人

- (1)居住者のうち、16歳以上の人
- (2)非居住者のうち、
 - ①16歳以上30歳未満の人
 - ②70歳以上の人
 - ③30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ロ 障害者
 - ハ 所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

【特定親族特別控除】

所得者が特定親族（19歳以上23歳未満で、合計所得金額は58万円超123万円以下）を有する場合

特定親族の合計所得金額（年間）	特定親族特別控除額（年間）
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

【障害者等控除額】

区分	控除額	
	所得者（本人）	控除対象配偶者または扶養親族
障害者	270,000円	
特別障害者	400,000円	
同居特別障害者	750,000円	

※障害者（特別障害者）

- (1)精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人は、特別障害者
- (2)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人（このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者）
- (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害等級1級と記載されている人は、特別障害者）
- (4)身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人（障害の程度が1級または2級と記載されている人は、特別障害者）等

※同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族のうち、所得者（本人）自身、配偶者、その所得者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【寡婦控除・ひとり親控除】

区分	控除額	備考
寡婦控除	270,000円	扶養親族を有する寡婦で合計所得金額500万円以下かつ事実婚なし
ひとり親控除	350,000円	生計を一にする子を有し合計所得金額500万円以下かつ事実婚なし

【勤労学生控除】

所得者が学校等の児童、生徒、学生または訓練生で合計所得金額が85万円以下（合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下）の者は、270,000円が控除される。

【年末調整のための算出所得税額の速算表：令和7年分】

課税給与所得金額（A）	税率（B）	控除額（C）	税額=（A）×（B）－（C）
1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超3,300,000円以下	10%	97,500円	(A)×10%－97,500円
3,300,000円超6,950,000円以下	20%	427,500円	(A)×20%－427,500円
6,950,000円超9,000,000円以下	23%	636,000円	(A)×23%－636,000円
9,000,000円超18,000,000円以下	33%	1,536,000円	(A)×33%－1,536,000円
18,000,000円超18,050,000円以下	40%	2,796,000円	(A)×40%－2,796,000円

*課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

*課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象とならない。